

平成18年5月24日

各位

日本証券業協会  
証券決済制度改革推進センター

**株券電子化（ペーパーレス化）制度（\*1）における『実務界としての  
株券電子化実施目標日』の決定についてのお知らせ**

本日開催されました「証券受渡・決済制度改革懇談会（\*2）」におきまして、「実務界としての株券電子化実施目標日を2009年（平成21年）1月とする」ことで合意いたしましたのでお知らせいたします。

株券電子化制度については、2004年（平成16年）6月に法律が公布され、上場会社の株券は、2009年（平成21年）6月までの政令で定める日を施行日とすることとしていますが、株券電子化制度への移行を円滑に進めるためには、共通の日程観（マイルストーン）の下で、各関係者が歩調を合わせ振替事務システム、移行等の実務スキームの構築などを進めることが重要であるとの見地から、「実務界としての株券電子化実施目標日」を設定したものです。

株券電子化実施目標日に向けた当推進センターの活動としては、一般投資家等に対する「株券電子化に向けた周知・啓発3ヵ年計画」を作成し、株券電子化制度への移行を円滑に進めるために効率的な周知・啓発を行うこととしております。

特に、株券電子化制度への移行に際しては、株券をお手元（自宅、貸金庫等）にお持ち（いわゆるタンス株）の場合、株主ご本人名義になっていないと株主の権利を失うおそれがありますので、ご本人名義への書き換えの徹底が必要となること、また、証券会社を通じて株券を証券保管振替機構に預けた場合には、株主としての権利が自動的に確保されるとともに、電子化実施日前後でも、これまでと全く同様、自由な売買ができることについて周知を進めて行きたいと考えております。

なお、株主ご本人の名義への書き換えや、お手元にお持ちの株券を電子化実施日近くに証券会社を通じて証券保管振替機構に預けることは関係者の預託処理量等から混乱が生じ、名義書換処理や同機構への預託処理の完了に従来以上の時間を要する可能性もあることから、できる限り早い時期に同機構への預託手続をとられるよう協力を要請して参りたいと考えております。

当推進センターでは、今後も株券電子化制度に関する周知・啓発活動に鋭意取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。なお、当推進センターのホームページには、株券電子化制度をはじめ、証券決済制度改革に関する情報を掲載しておりますので、併せてご参照ください (<http://www.kessaicenter.com>)。

以 上

(※1) 株券の取引等がより安全かつ迅速に行われることを目的として、2004年(平成16)年6月9日に「株券電子化」(株券ペーパーレス化)に関する法律が公布され、上場会社の株券は、公布日から5年を超えない範囲内(2009年(平成21年)6月まで)において政令で定める日から施行することとしています。

(※2) 証券受渡・決済制度改革懇談会(座長:前田 庸 学習院大学名誉教授)は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年(平成11年)7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。

- 本件に関するお問い合わせ先  
日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター  
(証券受渡・決済制度改革懇談会事務局)  
電話: 03-5649-3980